

令和8年度から適用

個人住民税の主な改正点（給与所得控除の見直しなど）

給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、給与収入190万円以下の場合の55万円の最低保障額（給与所得控除額）が10万円引き上げられます（別表1）。

◎給与収入が190万円より高い場合については、変更はありません。

各種扶養控除などに関する所得要件などの引き上げ

各種扶養控除などに関する所得要件などが10万円引き上げられます（別表2）。

大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の新設

納税義務者が生計を一にする19歳以上23歳未満の親族など（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者などを除く）を有する場合には、その総所得金額から一定の額を控除します。ただし、その親族などの合計所得金額が58万円超123万円以下の場合に限ります（別表3）。

住宅借入金等特別控除に係る措置の期間延長

①子育て世帯・若者夫婦世帯における借入限度額の上乗せ

子育て世帯（19歳未満の子を有する世帯）または若者夫婦世帯（夫婦のいずれかが40歳未満の世帯）が令和7年中に新築住宅などに入居した場合、令和6年と同様に借入限度額が上乗せされます。

②新築住宅における床面積要件の緩和措置の延長

令和3年から始まった新築住宅の床面積要件を50平方メートル以上

から40平方メートル以上に緩和する措置（合計所得1,000万円以下の年分に限る）について、対象となる新築住宅に係る建築確認の期限が令和6年12月31日から令和7年12月31日に延長されます。

問 税務課課税係

☎（3546）5270



詳しくは区HPへ

別表1

給与などの収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千円超180万円以下	収入金額×40%－10万円	65万円
180万円超190万円以下	収入金額×30%＋8万円	65万円
190万円超360万円以下	収入金額×30%＋8万円	改正なし
360万円超660万円以下	収入金額×20%＋44万円	改正なし
660万円超850万円以下	収入金額×10%＋110万円	改正なし
850万円超	195万円	改正なし

別表2

所得要件など	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額の要件	48万円以下	58万円以下
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の要件	48万円以下	58万円以下
雑損控除の適用が認められる親族の総所得金額等の要件	48万円以下	58万円以下
勤労学生 of 合計所得金額の要件	75万円以下	85万円以下
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円	65万円

別表3

親族などの合計所得金額	控除額	
	所得税	住民税
58万円超 85万円以下	63万円	45万円
85万円超 90万円以下	61万円	45万円
90万円超 95万円以下	51万円	45万円
95万円超 100万円以下	41万円	41万円
100万円超 105万円以下	31万円	31万円
105万円超 110万円以下	21万円	21万円
110万円超 115万円以下	11万円	11万円
115万円超 120万円以下	6万円	6万円
120万円超 123万円以下	3万円	3万円

令和8年度分

個人の特別区民税・都民税の申告

令和8年1月1日現在、中央区に住所を有し、令和7年1月1日から12月31日までに所得のあった方は、3月16日までに申告が必要となります。

また、公的年金などの収入が400万円以下で、かつ他の所得が20万円以下の場合は確定申告が不要ですが、住民税の申告は必要となる場合があります。区に申告する必要があると思われる方には、2月中旬に申告書などを送付します。

◎区内に住所を有しない方で、令和8年1月1日現在、区内に事務所、事業所または家屋敷を有している方は、住民税の均等割の課税対象となります。

住民税の申告が不要な方

- ・給与所得のみで、支払者から給与支払報告書が区に提出されている方
- ・税務署に所得税の令和7年分確定申告をする方

問 税務課課税係

☎（3546）5270



駐輪場定期利用申請の受け付け・新規駐輪場（八重洲一丁目）の開設

駐輪場の定期利用申請を受け付けます

4月1日からの定期利用に関する受け付けを行います。現在、定期利用をしている方も申請が必要です。

駐輪場や受付場所などはHPをご確認ください。

新規駐輪場を開設します

4月1日から八重洲一丁目地下駐輪場を開設します。

所在地

八重洲1-6-1
（TOFROM YAESU TOWER地下1階）

収容台数

300台（全て定期利用）

利用申請受付場所

浜町公園地下駐輪場

共通

対・区内在住で、駐輪場ごとに指定された利用駅から自宅までおおむね300メートル以上離れており、通勤・通学などで利用する方

- ・区外在住で、駐輪場ごとに指定された利用駅で下車し、駅からおおむね300メートル以上離れた区内の事業所、学校に通勤・通学している方

費別表のとおり

利用上の注意

- ・登録は1人につき1台1駐輪場に限りません。
 - ・自宅の駐輪場代わりとしては利用できません。
 - ・法人や業務による利用はできません。
 - ・走行切り替え可能な車種を含むモペットや電動キックボードなどの駐輪はできません。
- 申 3月1日から利用申請書（HPでダウンロード/受付場所配布）に必要事項を記入の上、受付場所に直接提出する（先着順）。

問 交通課交通施設係

☎（3546）5443



詳しくは区HPへ



別表

		1カ月	3カ月	6カ月	12カ月
区民	一般	1,500円	4,000円	8,000円	16,000円
	学生	1,000円	2,500円	5,000円	10,000円
区民以外		2,000円	5,500円	11,000円	22,000円